

図 2. 未婚のひとり親に対する税制見直し

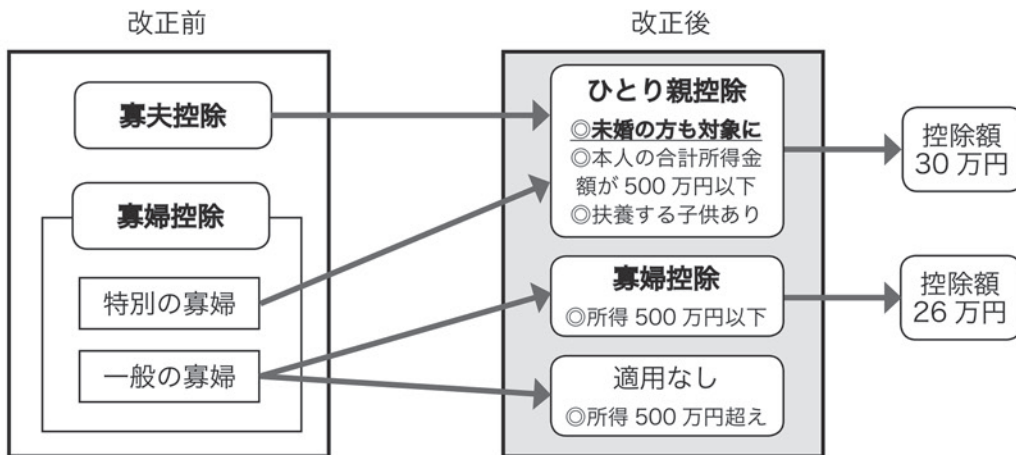


図 3. 非課税・控除対象者となる方の所得要件の変更点

	要件等	改正前	改正後
控除対象者要件	同一生計配偶者及び扶養親族の合計所得金額要件	合計所得金額(※1) 38万円以下	合計所得金額(※1) 48万円以下
	配偶者特別控除に係る配偶者の合計所得金額要件	合計所得金額(※1) 38万円超 123万円以下	合計所得金額(※1) 48万円超 133万円以下
	勤労学生控除の合計所得金額要件	合計所得金額(※1) 65万円以下	合計所得金額(※1) 75万円以下
非課税対象者要件	非課税措置(障害者・未成年・寡婦又は寡夫 ※改正後はひとり親又は寡婦)の合計所得金額要件	合計所得金額(※1) 125万円以下	合計所得金額(※1) 135万円以下
	均等割の非課税限度額の合計所得金額	同一生計配偶者又は扶養親族を有しない場合 …合計所得金額(※1)が 28万円 同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合 …合計所得金額(※1)が 28万円 × (同一生計配偶者 + 扶養親族の数 + 1) + 16万8千円	同一生計配偶者又は扶養親族を有しない場合 …合計所得金額(※1)が 28万円 + 10万円 同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合 …合計所得金額(※1)が 28万円 × (同一生計配偶者 + 扶養親族の数 + 1) + 10万円 + 16万8千円
所得割の非課税対象者要件	所得割の非課税限度額の総所得金額等	同一生計配偶者又は扶養親族を有しない場合 …総所得金額等(※2)が 35万円 同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合 …総所得金額等(※2)が 35万円 × (同一生計配偶者 + 扶養親族の数 + 1) + 32万円	同一生計配偶者又は扶養親族を有しない場合 …総所得金額等(※2)が 35万円 + 10万円 同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合 …総所得金額等(※2)が 35万円 × (同一生計配偶者 + 扶養親族の数 + 1) + 10万円 + 32万円

(※ 1) **合計所得金額とは**、配当所得、不動産所得、事業所得、給与所得、雑所得(公的年金等に係る所得など)などの「総合所得」を合計した金額(純損失または雑損失等の繰越控除を適用する前の金額)のことをいいます。

(※ 2) **総所得金額等とは**、合計所得金額から、純損失または雑損失等の繰越控除を適用した後のすべての合計所得のことをいいます。

詳しくは、国税庁(所得税)及び美波町ホームページをご覧ください。